

である。感情とはたらしは互に連絡關係して居る

ものである。もし遊戯が十分よくいつて子供が之

に對して深き興味を有つて居つたならば、子供は

全く吾れを忘れて深く其身振の方に注意を向ける

ものである。さて其身振は子供らしく自然的に模

倣せられ自由に立派に動かれるのがよろしい。又

全時間中身振をして動き通しに動いて居らねばな

らぬといふ事はないから、不自然な身振をせぬ様

に、そこに居る子供の年齢に應じて、適當な部分

だけをすればよろしい。又飛ぶとか走るとかする

場合に歌ひながらすると聲の方を傷つける事があ

るから、こういう時には別に歌ひ者になるものを

定むるがよろしい。又保姆から指示命令して一定

してさせる身振でも、子供が眞の感情でする自由

のものでなければならぬなど、細かに注意が與へ

られて居ります。

報 雜

◎女子高等師範學校

▲文部省視學官巡視 先月一日三日五日の三日

間文部省視學官中川謙次郎、岡五郎の兩氏は、澤

柳局長と共に全校各部の授業其他につきて、詳細

巡察せられたりといふ

▲校長兼任 高嶺同校長には、先月十七日、東

京音樂學校長に兼任せられたりとのこと、

▲講話 先月終の土曜日午後より、歴史科擔任

教授、及地理科擔任教授の露西亞帝國に關する歴

史學上、地理學上より 講話を始め、數回にて完

了せらるゝ由。

▲入學試驗應募者數

來る四月入學せしむべき本科生徒の入學受驗者は、募集人員七十五名に對し凡そ七百名に上りたりといふ。

▲家事專修科生徒募集

同校にては來四月入學せしむべき私費家事專修科生徒凡そ三十名を募集せり。志望者は、本月二十日まで願ひ出づべしとなり。入學志願者の資格は左の如し。

一、品行方正身體健全にして教員たるに適當なりと認むる者

二、修業年限四ヶ年の官公立高等女學校卒業生及之と同等の學力を有する者

三、年齢十七年以上三十年未満にして夫を有せざる者。

尚入學志願者は入學願書及履歷書の外に戶籍謄本を添ふべく又師範學校卒業生をして服從年限中に

在る者は其所轄地方長官の許可書をも添ふるを要すとなり。入學試驗は同校に於て行はるべく期日及試験科目は左の如し

四月四日

體操

體格

同 五日

國語(文法 解釋)

裁縫

同 六日

數學(算術)

理科(博物 物理)

因に同科規則を左に掲ぐ

第一條 本校規則第八章ニ基キ家事專修科ヲ設ケ

第二條 家事專修科ノ學科ハ倫理、教育、國語、家事、圖書、體操トス

第三條 生徒ノ定員ハ三十名トス

第四條 修業年限ハ二箇年トス

第五條 學科課程ハ左ノ如シ

學科	年數	時數	
		每週	每週
倫理	二	第一學年	第二學年
教育	二	第一學年	第二學年
總論、各論、	二	第一學年	第二學年
各論、教授法、管理法、	二	第一學年	第二學年

國語	二 講讀、 作文、	二 同上、
家事	一八 衛生、 裁縫、刺繡、 衣食住、 編物、	二二 衣食住、 育兒、看護簿、 記、裁縫、 刺繡、編物、
圖畫	二 自在	
體操	二 普通體操、 遊戯、	二 同上、
合計	二八	二八

△ 第二學年ニ於ケル家事授業時間ノ一部ヲ以テ實地授業ヲ練習セシム

第六條 生徒ハ左ノ資格ヲ有スル入學志願者ヨリ試験ノ上入學セシム

- 一 品行方正、身體健全ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者
 - 二 修業年限四箇年ノ官公立高等女學校卒業生及ビ之ト同等ノ學力ヲ有スル者
 - 三 年齡十七年以上三十年未滿ニシテ夫ヲ有セザル者
- 第七條 入學試験ノ科目ハ左ノ如シ
- 體格
 - 國語 講讀、
作文、
文法、
 - 數學 算術、
家裁縫、
 - 理科 博物、
物理、
化學、

附記

專修科生志願ノ者ニハ左式ノ願書及ビ履歷書ニ月籍抄本ヲ添ヘ差出サシム

入學願書

私儀女子師範學校師範學校女子部高等女學校教員志望ニ付御試験ノ上御校家事專修科生トシテ入學ノ儀御許可被成下度此段相願候也

年 月 日

女子高等師範學校長何某殿

原籍 族籍(寄留者ハ寄留籍)
 戸主何某 幾女等(本人戸主ニアラザレバ)
 何 某 叩

履歷書

原籍 族籍(寄留者ハ寄留籍)
 戸主何某 幾女等(本人戸主ニアラザレバ)
 生所何々 何 某
 生年 月 日

一卒業證書免許狀

何年何月何日官、道廳府、縣、市、町村(私)立何學校ニ於テ

何學科卒業證書ヲ受ク(證書寫チ)

何年何月何日何所ニ於テ何免許狀ヲ受ク(免許狀寫チ)

一學業

何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何學科ヲ修業ス

何年何月何日官、道、廳、府、縣、市、町、村、(私)立何學校ニ入り何學科ヲ修業シ何年何月何日卒業或ハ何々ニ付中途退學シ或ハ現ニ何箇年ノ課程ヲ卒フ

一職業

何年何月何日何 北海道廳 府ニ於テ訓導拜命何國何 市、郡何學校

ニ在勤何年何月何日依願免官或ハ現今在勤等

一賞罰

何年何月何日何所ニ於テ何々ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク等

右之通相違無之候也

年月日 右 何 某 印

▲附屬高等女學校生徒募集

に於ても、來る四月入學せしむべき第三學年生徒凡そ三十人を募集せり。入學志願者は 本月十八

附屬高等女學校

日までにて同校へ到着の豫定にて履歷書をさし出すべく入學試験は同二十四、五の兩日間同校に於て施行せらるべしとのことなるが、尙詳細は、先月二十二日の官報に見えたり。

女子學術講習會

神田橋外なる東京府教育會にては、一般女子並女教員保姆に必要なる知識技能を得しめん爲め去る二月より左記各種の講習會を爲せる由

一、女子計算法 講師 大原信久君

銀行會社學校官衙等の女子事務員を養成し兼ねて家庭經濟上に要する計算上の智能を得しめんとするにあり(二月二十日より開會毎土曜日夜間日曜日午前)開講凡そ二十回にて終了講習料金二圓とす

一、保育法

講師 中村五六君

幼児保育の方法は頗る進歩したるものなれば教員
保母及び一般女子に其新智能を與へんとするに
り（二月二十一日より開會毎日午前開講凡そ十二
回にて終了講習料金一圓二十錢）

一、黑板書法

講師 松田茂君

教員保母をして黑板上巧みに圖書を描くの智能を
得しめ保育と教授とをして可成有効なるものたら
しむるにあり（二月二十一日より開會毎日曜日午
後開講凡十二回終了講習料前同斷）

一、編物

講師 森本義子君

教員及一般女子に編物に必要な智能を授け女子
をして可成的實用に資せしめんことを期せしむる
にあり（開會日時講習料前同斷）

●那威國の割烹教授

同國の首府「クリスタフ

ニア」に於ける市立の學校は十八校にして十五の
割烹室を有し歐米諸國中最も割烹に力を盡す所に
して其成績極めて佳良なり該科を小學校の上級に於
ける女生徒に課する結果として生徒は清潔順序勤
勉經濟上等大いに利益あり同時に家事上に就て得
る所少なからずとして近來益此方面に向ひ多額の費
用を投じ改良普及を圖るといふ

新刊紹介

●修身教會雜誌（第一號）

明治三十七年二月十一日發行

我國學校の德育は德育の始にして同時に最後なり。此にありて
四年乃至六年間修身の熱を以て温むるも歸りて家庭に入れば不道
徳の水を以て浸し、出で、社會に立てば不品行の風を以て冷やす
が如き有様なれば學校卒業後數年を経ざるに早已に道德の熱は零
度以下まで冷却するに至る。若し之を以て冷却せざらしめんと欲

せば必ず學校以下に修身を授くる方法なかるべからず（中略）余數年來聊か此に見る所ありて百方工夫を凝らし或は日本の現状に考へ或は西洋の實況に鑑み、其結果として修身教會を設置する事を案出せり云々とて長文の旨趣書を昨秋發表せられし文學博士井上圓了氏は今回愈修身教會を設立し、茲に其機關として雜誌を發刊せられたり諺語雜錄雜報等に分ち大内青嶺、南條文雄村上專精諸氏の寄稿あり。凡て教育勸語に基づき國民の實行を奨励するを旨とせるもの、如し。其内容に就ては主として修身に關する講話を掲ぐべしと雖も又家庭經濟衛生勸業等凡そ人の世に處し家を齎ふる上に於て重要な事項は力めて之を記載すべし。との事なれば其世教人心に有益なる雜誌なるは心然にして、吾人の此會に向て此誌に向て多とする處は實に普く社會公衆に向て修身の訓誨を興ふる點にあり。己に此抱負を以て世に立つ以上なるべく此種の書物雜誌の陥り易き無味乾燥の弊を避けて多數の人をして喜んで之を讀ましめ以て十分普及の實を擧げられん事を切望し茲に其前途を祝すると共に吾人はかゝる眞面目なる有益なる雜誌の生れ出でし事を喜び、平易なる修身の讀物として致て大方諸君に紹介する者なり。（發行所、東京市小石川區原町哲學館内修身教會雜誌發行所、一部金十錢）

會 報

● 幹事會

一月六日女子高等師範學校附屬幼稚園に於て幹事會を開く出席者は中村主幹野口雨森田中松村和田大橋武井下田幹事并に東基吉氏にして前常會に於て決したる組合を設くること及次の常會の事に於て協諺したり

● 第三十二常會

二月十三日午後一時三十分より女子高等師範學校附屬幼稚園に於て開會先づ前の常會に於て可決したる議題につき細かに協諺をなし終りてミス、ニユーマンの演説あり次ぎに井口わぐり氏の指導によりて遊嬉の實習をなし次で隨意談話に移り午後四時半頃閉會したり出席者は八十名程なりと

協諺の條項は左の如し

一、東京市内に左の區分を附し各區分内にある幼稚園關係者の組合を設くること

一、各組合員は本會常會開會毎に順番により保育に關する實驗若くは演述をなすこと

但し順番は抽籤により之を定む

一、各組合に事務取纏めの爲委員一名若くは二名を組合員中に付設くること

一、前項の委員は右組合にて其員數を定めて之を選舉し本月中に屬け置くこと

右組合別及順番左の如し

- 一 京橋區
- 二 日本橋區
- 三 下谷區
- 淺草區
- 本所區
- 四 深川區
- 五 神田區
- 六 麴町區
- 七 四谷區
- 八 牛込區
- 小石川區
- 芝區
- 九 麻布區
- 赤坂區

十、本郷區

以上

入會

本郷區四片町一〇に二五

右 松村

野津敏江

本郷區春木町二ノ二一

右 武井綱枝

土井たま

愛知縣第一師範學校

同上

織田秀吉
今泉謙二

名古屋高等女學校

右 坪内きく

上 總亨

芝區白金猿町五三項榮幼稚園

右 岡部

小西壽美

女子高等師範學校

右 根來まさ

山本るい

四谷區仲町三ノ九彰榮幼稚園

同上

守瀬淺茅

神田區錦町二ノ三

轉居

丸山まさ
佐藤すみ

三重縣津市岩田山中一九へ

靜岡縣沼津町駿東高等女學校へ

土保かん

森乙女

麻布區永坂町七一へ
千葉縣千葉町向寒側
北海道函館沙見町一八へ
廣島市高等女學校へ
大坂市北區網島關西鐵道社宅へ
麴町區三番町五〇へ

自三十七年一月二十日會費領收
至同年二月二十日

金額	姓名
一二〇	藤澤 周
一〇〇	寺島 とも
一二〇	田坂 りつ
五〇	土保 かん
五〇	柳川 まつ子
一二〇	龜谷 なる
一〇〇	中原 ふく
一〇〇	宇佐美 はる
一〇〇	小野 清
一〇〇	紺 つね
五〇	畑 よね
六〇	土井 たま
六〇	田村 和子
五〇	伊藤 眞

西川 峯
石山 けい
武藤 うめ
山崎 なみ
田井 はる
佐々木 ますみ

一〇〇	三六、四—三七、一
一〇〇	三六、一一
一一〇	三七、二—三七、十二
五〇	三六、八—三六、一二
六〇	三七、一—三七、六
六〇	三七、一—三七、六
五〇	三七、一—三七、五
一二〇	三七、一—三七、一二
六〇	三七、八—三八、一
六〇	三七、一—三七、六
六〇	三七、一—三七、六
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三六、九—三六、一二
四〇	三七、一—三七、四
四〇	三七、一—三七、四
六〇	三七、一—三七、六
四〇	三七、一—三七、六
四〇	三六、一〇—三七、一
六〇	三七、一—三七、六
六〇	三七、一—三七、六
五〇	三六、五—三六、九

徳永 ふく
永井 あい
中島 雪枝
山本 定野
村尾 まさ
高橋 しげ
西浦 りつ
平河 長
拔山 つき
御園生 ェそ
藤乙 女
平塚 さた
重田 ふぢ
小島 はま
坂井 みと
橋本 たへ
武井 とめ
高木 うめ
松岡 幸
福本 ゆき
武藤 うめ
青山 こと
柳原 英
吉田 はな

- 一〇〇 三六、一〇
- 四〇〇 三六、九—三六、一二
- 四〇〇 三六、九—三六、一二
- 一〇〇 三六、一〇—三七、二
- 五〇〇 三六、一〇—三七、二
- 一〇〇 三六、四—三七、三
- 四〇〇 三六、九—三六、一二
- 四〇〇 三六、九—三六、一二
- 一〇〇 三六、一〇
- 五〇〇 三六、一二—三七、四
- 五〇〇 三六、一一—三七、三
- 五〇〇 三六、一一—三七、三
- 五〇〇 三六、二—三七、三
- 一〇〇 三七、二—三八、一
- 一〇〇 三七、八—三八、七
- 一〇〇 三七、八—三八、七
- 七〇〇 三六、一二—三七、六
- 一〇〇 三六、三—三七、二
- 三〇〇 三六、一一—三七、一
- 五〇〇 三六、一一—三七、三

左の五氏は三卷十一號に於て報告漏の分

河野	田村	溝口	廣瀬	土保	山岸	鈴木	井上	脇野	馬詰	關水	清水	北村	小關
きよ	けい	けい	まさ	かみ	たけ	たけ	たけ	ついで	ついで	きよ	きよ	いと	いと

婦人子ども

